

# 議 事 録

- 1 開催した会議の名称 第85回 佐賀県森林審議会
  
- 2 開催日時 令和6年12月5日(木)～令和6年12月18日(水)
  
- 3 出席者 委員13名  
(猪島委員、大串委員、門脇委員、黒岩委員、佐藤委員、杉原委員、手嶋委員、福本委員、藤田委員、藤村委員、松尾委員、満原委員、吉田委員)
  
- 5 審議事項 地域森林計画変更計画(案)について
  
- 6 報告事項 林地開発行為の許可について

## 第85回佐賀県森林審議会

### 【審議事項】「地域森林計画変更計画（案）」に対する意見

No.	スライド	御意見	事務局より
1		近年、他都道府県でも鳥獣による被害や老朽化した木の倒木などのニュースを耳にしますので、作業をされる方や住民の方の安全第一で滞りなく作業が進むことを願っています。	御意見ありがとうございます。 森林・林業の仕事は、他の産業と比べ、極めて労働災害の発生頻度が高いことから、県においても労働安全衛生法や「チェーンソーによる伐木等作業等の安全に関するガイドライン」等の遵守事項の徹底を図っているところです。 また、経験年数に応じた安全作業に資する研修や、安全意識の啓発を行っています。 引き続き、労働者の安全対策の強化を図り、労働安全の確保に努めてまいります。
2	4	県内民有林面積のhaが数字よりも大きいのが気になります。	御指摘ありがとうございます。 文字の大きさを合わせて修正いたします。
3		今回の審議内容には含まれませんが、獣害（特にイノシシ）が多数出没し、路側や排水設備への被害（落石や土砂の流入など、自然災害の拡大を引き起こす）が数年前より格段に多くみられます。このあたりの問題も大きくなってきていると感じます。	御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、林道災害においては、側溝等の排水施設への土石の流入により閉塞し、大雨時に越水した水が、路肩の崩壊等に繋がる場合があるため、管理者である市町に対しても日頃の維持管理について啓発を行うとともに、林業関係者

			に対しても啓発を行い、情報収集に努めてまいります。
4	14~16	保安林の解除が多いが、その理由が錯誤指定とあるが、これは何を意味するのか、わかりにくい。	<p>現在指定されている保安林は、指定年月日が明治や大正などの古い時代のものや、国土調査や分合筆などにより、指定当時の地番、場所、面積などが現在の字図と乖離しているものなど、保安林の位置や区域の特定が困難なものが存在しています。また、指定当時と現状が大きく変化し、森林が消滅している箇所も見られるところです。</p> <p>このようなことから、それらの保安林を錯誤箇所と位置づけ、当該保安林について計画的に指定の解除を行っていくことにより、保安林制度の適正な運用を図ることとしています。</p>

**【報告事項】「佐賀県森林審議会森林保全部会の審議結果について」に対する意見**

御意見	事務局より
意見なし	